

日時 令和 2 年 8 月 21 日（金）15：40～16：15

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の見直しについて」

政策部長から資料に沿って説明

議題 2 「香川県における今後の対応について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

今回の見直しでは、新しい生活様式の徹底と適切な感染防止対策が前提となるが、政策部長から申し上げた通り、社会経済活動の維持・回復との両立を考慮して、見直しを行ったところである。

引続き資料 1 について、(1)の「感染予防対策期」から(6)の「緊急事態対策期」のすべての共通事項として、3密回避の徹底やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践をお願いするとともに、今月 11 日から運用を開始した、本県独自のLINEを活用したアプリ「かがわコロナお知らせシステム」や厚生労働省の接触確認アプリのインストール・積極的な活用をお願いする。

その上で、(1)の「感染予防対策期」においては、法に基づかない協力依頼として、県民の皆様には、不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討いただくほか、事業者の皆様には、これまでもお願いしていた、業種別ガイドライン等の徹底など、ご覧のような対策をお願いすることとし、また、イベント等の開催については、適切な感染防止対策の徹底を前提に開催可能とするが、一番下の※3にもあるとおり、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断することとする。この他、県有施設は、適切な感染防止対策を講じた上で開館とする。

(2)の「準感染警戒期」では、7月に入り感染者の急増を受け発出した際にもあったとおり、県民の皆様、事業者の皆様には、(1)の「感染予防対策期」の対策の徹底を「強く」お願いし、なお、更に感染が拡大する恐れがあるとして、(3)の「感染警戒期」に移行させた場合は、各種対策を特措法第 24 条第 9 項の協力要請に引き上げるとともに、県民の皆様に対しては、不要不急の県外への移動を慎重に検討していただくことになる。

次に、(4)の「感染拡大防止対策期」に移行すると、それまでの対策に加え、県民の皆様には、県内外を問わず不要不急の外出を慎重に検討していただくことや、事業者の皆様に対しては、県内のクラスターが発生している施設や同種施設のうち、業種別ガイドラインを順守していない施設への休業等の要請を検討することとする。その後、(5)の「感染拡大防止集中対策期」に入ると、それまでの対策に加え、県民の皆様には、感染拡大につながる恐れのある施設のうち、業種別ガイドラインを遵守していない施設への外出自粛や他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討するほか、事業者の皆様には、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮し、感染拡大につながる恐れのある施設への休業等の要請を検討することとする。

イベントの開催については、全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討するとともに、県有施設についても、展示・イベントホールなどの多数集客施設や観光客誘客施設等の休館を検討することとする。

(6)の「緊急事態対策期」になると、県民の皆様には、県内外での外出・移動の自粛要請の検討、事業者の皆様には、これまでの対策に加え、感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き、特措法対象施設等への休業等の要請を検討する。

また、イベントの開催については、全ての施設の原則中止・延期の要請を検討するとともに、県有施設についても、全ての施設の休館を検討することとする。

なお、下段の「○」にあるとおり、実際の措置の実施の要否については、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスターの発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断し、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定しておくこととする。

以上、今回見直しした対策期移行時の考え方、また、対策期ごとの対策をお示ししたが、これらの移行基準を適切に運用するとともに、対策期に応じた対策を効果的に実施することにより、感染防止と社会経済活動の維持・回復との両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいりたいと考えており、引き続き県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、御理解、御協力をお願いします。

引き続き、議題2の本県における今後の対応について説明する。

まず、資料番号は2-1、本県の現状をご覧いただきたい。

この度の対処方針の見直し区分に基づき、本県の現状を踏まえ、どの対策期にあるかを検討したものである。

①から⑥までの指標について、本県の現状を踏まえた数値はご覧のとおりであり、直近1週間の累積新規感染者数を見ると、8月20日現在で10人、10万人あたりで1.05人となっている。(2)の「準感染警戒期」に当たる数字だが、8月に入り昨日までの約3週間で25人、昨日も新たに3人確認されるなど、現在も新規感染者が日々発生している状況にあるほか、その他の状況を見ると、依然として、東京都をはじめとする首都圏や関西圏、また、最近では地方部においても感染者が増加している地域もあること、また、お盆期間の人の流れは、数字的には昨年のお盆時期と比べると、概ね半減しているものの、県内外への人の移動による本県を含む全国的な感染状況を確認する必要もあると考えられる。

これらの指標や他都道府県の発生状況など、その他の状況を総合的に判断し、8月22日(土)以降は、(3)の「感染警戒期」を継続することとし、対策期間については、先に申し上げた夏休みやお盆などでの人の動きによる感染状況を確認するため、9月11日(金)までの3週間とし、その後の対応については、別途検討することとする。

それでは、資料番号は2-2、「感染警戒期における対策」をご覧いただきたい。

本県では、7月18日から31日まで、また、期間延長により8月1日から8月21日までを「感染警戒期」と位置付け、特措法に基づく協力要請として、県民の皆様に対する不要不急の県

外への移動を慎重に検討いただくことや、特に、この期間は、事業者の皆様に対するテレワーク、オンライン会議などの積極的な活用による出勤者数の低減に積極的に取り組んでいただくことなど、集中的な対策を講じてきたところであるが、8月22日（土）以降も、引き続き、「感染警戒期」として、対策を継続してまいりたい。

この「感染警戒期」においては、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした対策をとることとし、県民の皆様、事業者の皆様に対して、引き続き、特措法第24条第9項に基づく要請とすることとする。

1. の県民の皆様への協力要請等の、(1) 外出については、いずれも特措法第24条第9項に基づく協力要請であって、内容は基本的にこれまでと同様だが、特に、1つ目の「○」にあるように、引き続き、県民の皆様に対し、不要不急の「県外」への移動について慎重に検討いただくよう、協力要請する。また、県外へ移動した場合には、帰県後14日間は、発症に備えて、行動記録を取っていただくようお願いする。

なお、5つ目の「○」にあるとおり、前回の本部会議において、新たな行動履歴を確認できる仕組みを検討することとしていたが、8月11日より、LINEを活用した「かがわコロナお知らせシステム」の運用を開始したところである。

詳細については、別添2にお付けしているので、こちらをご覧くださいと思うが、このシステムは、LINEアプリを活用し、利用者に訪問する店舗やイベントなどで、事業者が掲示するQRコードをLINEで読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積する。新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベント等に同日訪問した人に対して、感染者との接触の可能性をお知らせするものである。

なお、事業者において、登録した際に印刷して掲示する様式は、資料を1枚めくって7ページの資料、また、こちらのパネルをご覧ください、店舗名や感染防止対策に取り組んでいる旨の表示、利用者が入場の際に読み込むQRコードなどを掲載したこちらの様式となる。

従って、感染拡大を防止するため、事業者の皆様においては、適切な感染防止対策を講じた上で、「かがわコロナお知らせシステム」から印刷した様式を店舗等に掲示していただくとともに、利用者の皆様におかれましては、店舗等利用時にQRコードの読み取りを行い、積極的に登録していただくようお願いする。

資料2-2に戻っていただき、次に、(2)の新しい生活様式の徹底についてであるが、引き続き、県民の皆様には、感染リスクが高い三密を徹底的に避けていただくほか、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとする基本的な感染対策を徹底していただくとともに、最近の本県の感染状況をみると、会食による感染も確認されていることから、改めて、会食の際には、座席間隔の確保や大声を出さないこと、換気といった三密回避を徹底していただくことなどについて協力要請する。

次に、2. の事業者への協力要請等についてであるが、先ほど申し上げた、LINEアプリも活用いただき、次のページに移りまして、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減、そのほか、出勤時には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促していただくこと、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することなどを協力要請する。

3. の催物（イベント等）の開催については、これまでと同様、国の方針に沿って、8月末までは現在の開催制限を適用しているところであり、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途お示ししたいと考えている。

また、後ろにお付けしている別添8であるが、「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項について」を一部改正しており、これも先に申し上げた、この度、本県が導入したLINEアプリをイベント主催者等にも活用いただきたい旨、追加している。

資料2-2に戻っていただき、以降、4. から6. までは、これまでの「感染警戒期」で講じてきた対策と同様とする。

以上が、「感染警戒期」における8月22日以降の対策についてであるが、県民の皆様、事業者の皆様におかれては、引き続きのご理解とご協力をお願いする。

本部長発言

それでは、各部においては、感染防止と経済の回復という非常に難しい両立であるが、引き続き、気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって対応に当たっていただきたい。